

奈良市公報

号外第19号

平成21年11月17日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市観光案内所規則…………… 1
- 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 2

告 示

- 土地収用法に基づく裁決申請の取下げがあった旨の通知…………… 2
- 土地収用法に基づく明渡裁決の申立ての取下げがあった旨の通知…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了…………… 2
- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧（3件）…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 地域住宅計画の変更…………… 4
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 道路の位置指定…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 5
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 6
- 住民票の職権削除…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 水難救護法の規定に基づく漂流物の引渡し（3件）…………… 6
- 徴収事務の委託…………… 7
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 7
- 土地収用法に基づく裁決申請の取下げがあった旨の通知…………… 7
- 土地収用法に基づく明渡裁決の申立ての取下げがあった旨の通知…………… 7
- 土地収用法に基づく裁決申請の取下げがあった旨の通知…………… 8
- 土地収用法に基づく明渡裁決の申立ての取下げがあった旨の通知…………… 8

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 8
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件）…………… 8

教 育 委 員 会

- 奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱…………… 9
- 臨時教育委員会の開催…………… 9
- 定例教育委員会の開催…………… 9

農 業 委 員 会

- 農地部会及び農政部会の部会委員の互選…………… 10
- 農地部会長及び農政部会長の選任…………… 10
- 農地副部会長及び農政副部会長の選任…………… 10

規 則

奈良市観光案内所規則をここに公布する。
平成21年 7 月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第60号

奈良市観光案内所規則

奈良市観光案内所規則（昭和26年奈良市規則第4号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 本市を訪れる観光客の利便に供するため、観光案内所を設置する。

（名称及び位置）

第2条 観光案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市猿沢観光案内所	奈良市登大路町49番地
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	奈良市東向中町28番地
奈良市JR奈良駅観光案内所	奈良市三条本町1番地1号（JR奈良駅構内）
奈良市総合観光案内所	奈良市三条本町1,082番地

（事業）

第3条 観光案内所においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の案内に関すること。
- (2) 観光に関する情報提供に関すること。
- (3) 観光客に必要な各種の紹介に関すること。
- (4) その他観光案内所の設置目的を達成するために必要な事業

（利用料）

第4条 観光案内所における観光の案内、情報提供及び各種の紹介等は、無料とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、実費を徴収することができる。

（休所日）

第5条 観光案内所は、年中無休とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休所することができる。

(開所時間)

第6条 観光案内所の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、奈良市総合観光案内所の開所時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、観光案内所の管理に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成21年7月25日から施行する。

(平成21年7月23日揭示済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年7月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第61号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例(平成20年奈良市条例第55号)の施行期日は、平成21年9月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成21年7月30日揭示済)

告 示

奈良市告示第366号

土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく下記に係る裁決申請について、奈良県収用委員会から取下げがあった旨通知を受けたので、公告します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
一般国道308号改築工事(三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで)
- 3 収用又は使用の裁決申請に係る土地

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	563番6	雑種地	宅地

- 4 裁決申請の取下げがあった日
平成21年7月9日

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第367号

土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく下記に係る明渡裁決の申立てについて、奈良県収用委員会から申立ての取下げがあった旨通知を受けたので、公告します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
一般国道308号改築工事(三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで)
- 3 明渡裁決の申立てに係る土地

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条大路二丁目	563番6	雑種地	宅地

- 4 明渡裁決の申立ての取下げがあった日
平成21年7月9日
(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第368号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年8月3日 奈良市指令都整開 第06A-18号
平成19年4月27日 奈良市指令都整開 第06A-18-1号
平成19年8月2日 奈良市指令都整開 第06A-18-2号
平成20年10月24日 奈良市指令都整開 第06A-18-3号
平成21年6月5日 奈良市指令都整開 第06A-18-4号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年7月16日 第1173号
(2) 公共施設 平成21年7月16日 第518号
- 3 開発区域に含まれる地域
(2工区)
奈良市富雄北二丁目400番1、400番3、402番1、402番2、402番3、402番7、402番8、402番9及び402番10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿1丁目26番2号
野村不動産株式会社
代表取締役 鈴木弘久

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄北二丁目402番1の一部、402番2の一部
及び402番3の一部

(2) 下水道

奈良市富雄北二丁目402番1の一部、402番2の一部
及び402番3の一部

(3) 雨水抑制施設(調整池)

奈良市富雄北二丁目400番3の一部及び402番1の一部

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第369号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

学研奈良登美ヶ丘駅西地区地区計画

3 地区計画の位置

奈良市押熊町及び二名町の各一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約5.1ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成21年7月17日から同月31日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年8月7日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第370号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定によ

り、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画

3 地区計画の位置

奈良市押熊町及び二名町の各一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約15.8ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成21年7月17日から同月31日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年8月7日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第371号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和61年奈良市条例第35号)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

二名町地区計画

3 地区計画の位置

奈良市二名町4540番地の8 他

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約2.1ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成21年7月17日から同月31日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成21年8月7日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月16日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月16日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市告示第373号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき作成した地域住宅計画を変更しましたので、同条第9項において準用する同条第8項の規定により、

当該計画を奈良市建設部住宅課において一般の閲覧に供します。

平成21年7月17日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年7月17日揭示済)

奈良市告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月21日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
澤登 拓		あんま	平成21年7月13日
株式会社ふれあい在宅マッサージ（澤登 拓、藤村 宏晃）	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		
藤村 宏晃		あんま	平成21年7月13日
株式会社ふれあい在宅マッサージ（澤登 拓、藤村 宏晃）	奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル305号		

(平成21年7月21日揭示済)

奈良市告示第375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年7月22日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成21年4月13日 奈良市指令都整開 第08A-43号

平成21年7月2日 奈良市指令都整開 第08A-43-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年7月22日 第1174号

(2) 公共施設 平成21年7月22日 第519号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市宝来一丁目84番1、84番7、84番8、84番9、84番10、85番1及び88番6

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市五条町272-1

ヤマトラ 代表者 山本俊夫

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市宝来一丁目84番1の一部、84番9、84番10、85番1の一部及び88番6

(2) 下水道

奈良市宝来一丁目84番1の一部、84番10の一部及び85番1の一部

(平成21年7月22日揭示済)

奈良市告示第376号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年7月22日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市法華寺町860番地
申請者氏名	川崎 勝則
道路の位置	奈良市法華寺町294番3の一部、294番6の一部、294番8及び294番9
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	10.10m
指定年月日	平成21年7月22日
指定番号	第21005号

(平成21年7月22日揭示済)

奈良市告示第377号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月22日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月22日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月22日揭示済)

奈良市告示第378号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月23日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成21年7月23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年7月23日揭示済)

奈良市告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましてので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月24日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
庄司 禎憲		柔道整復	平成21年7月15日
あおぞら整骨院（庄司 禎憲）	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目1-26		

(平成21年7月24日揭示済)

奈良市告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年7月24日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
鳥丸 三士		柔道整復	平成21年6月30日
鳥丸接骨院（鳥丸 三士）	奈良県奈良市学園朝日町2-2米田ビル2階		

(平成21年7月24日揭示済)

奈良市告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年7月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年7月11日 奈良市指令都整開 第08A-10号
平成20年10月24日 奈良市指令都整開 第08A-10-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年7月24日 第1175号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園南一丁目990番25及び990番36
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園南一丁目8番5号
中山ユカリ
(平成21年7月24日揭示済)

奈良市告示第382号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年7月26日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年7月27日揭示済)

奈良市告示第383号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年7月27日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年7月27日揭示済)

奈良市告示第384号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成21年7月28日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成21年7月28日揭示済)

奈良市告示第385号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年7月29日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年7月29日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成21年7月29日揭示済)

奈良市告示第386号

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり漂流物の引渡しを受け、同法第25条第1項の規定により保管したので、同条第2項の規定により公告します。

平成21年7月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 引渡しを受けた物件 舟1隻 FRP製 幅1.1m、全長2.5m（掲載写真のとおり）
- 2 物件の拾得年月日 平成21年7月16日
- 3 物件の拾得場所 奈良市月ヶ瀬桃香野3552地先
- 4 物件の拾得者 京都府相楽郡南山城村大字田山字ツル

ギ43
独立行政法人 水資源機構
木津川ダム総合管理所 高山ダム管
理所 所長 小原茂美

5 所有者の申出 この物件の所有者は、次の連絡先に申
し出てください。

6 連絡先 奈良市役所総務部文書法制課
電話0742-34-1111 (内線2330)

掲載写真省略

(平成21年 7月30日揭示済)

奈良市告示第387号

水難救護法(明治32年法律第95号)第24条第1項の規定
に基づき次のとおり漂流物の引渡しを受け、同法第25条第
1項の規定により保管したので、同条第2項の規定により
公告します。

平成21年 7月30日

奈良市長 藤原 昭

1 引渡しを受けた物件 舟1隻 FRP製 幅1.1m、
全長3.5m(掲載写真のとおり)

2 物件の拾得年月日 平成21年 7月16日

3 物件の拾得場所 奈良市月ヶ瀬桃香野31-1地先

4 物件の拾得者 京都府相楽郡南山城村大字田山字ツル
ギ43

独立行政法人 水資源機構

木津川ダム総合管理所 高山ダム管
理所 所長 小原茂美

5 所有者の申出 この物件の所有者は、次の連絡先に申
し出てください。

6 連絡先 奈良市役所総務部文書法制課
電話0742-34-1111 (内線2330)

掲載写真省略

(平成21年 7月30日揭示済)

奈良市告示第388号

水難救護法(明治32年法律第95号)第24条第1項の規定
に基づき次のとおり漂流物の引渡しを受け、同法第25条第
1項の規定により保管したので、同条第2項の規定により
公告します。

平成21年 7月30日

奈良市長 藤原 昭

1 引渡しを受けた物件 舟1隻 FRP製(カヌー)
幅0.9m、全長4.0m(掲載写真
のとおり)

2 物件の拾得年月日 平成21年 7月16日

3 物件の拾得場所 奈良市月ヶ瀬桃香野21-1地先

4 物件の拾得者 京都府相楽郡南山城村大字田山字ツル
ギ43

独立行政法人 水資源機構

木津川ダム総合管理所 高山ダム管
理所 所長 小原茂美

5 所有者の申出 この物件の所有者は、次の連絡先に申
し出てください。

6 連絡先 奈良市役所総務部文書法制課
電話0742-34-1111 (内線2330)

掲載写真省略

(平成21年 7月30日揭示済)

奈良市告示第389号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1
項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示します。

平成21年 7月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市杉ヶ町33番3 奈交サービス株式会社 取締役社長 藤井 志喜央	奈良市JR奈良駅臨時 自転車駐車場使用料

2 委託の期間

平成21年 8月1日から平成22年 3月31日

(平成21年 7月31日揭示済)

奈良市告示第390号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募
集します。

平成21年 7月31日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成21年 7月31日揭示済)

奈良市告示第391号

土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく下記に係
る裁決申請について、奈良県収用委員会から取下げがあっ
た旨通知を受けたので、公告します。

平成21年 7月31日

奈良市長 仲川 元庸

記

1 起業者の氏名及び住所

奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地

2 事業の種類

一般国道308号改築工事(三条道路・奈良県奈良市三
条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで)

3 収用又は使用の裁決申請に係る土地

奈良市三条大路二丁目562番1、565番5及び565番7

4 裁決申請の取下げがあった日

平成21年 7月23日

(平成21年 7月31日揭示済)

奈良市告示第392号

土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく下記に係

る明渡裁決の申立てについて、奈良県収用委員会から申立ての取下げがあった旨通知を受けたので、公告します。

平成21年7月31日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）
- 3 明渡裁決の申立てに係る土地
奈良市三条大路二丁目562番1、565番5及び565番7
- 4 明渡裁決の申立ての取下げがあった日
平成21年7月23日

(平成21年7月31日揭示済)

奈良市告示第393号

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく下記に係る裁決申請について、奈良県収用委員会から取下げがあった旨通知を受けたので、公告します。

平成21年7月31日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）
- 3 収用又は使用の裁決申請に係る土地
奈良市三条大路二丁目563番5
- 4 裁決申請の取下げがあった日
平成21年7月23日

(平成21年7月31日揭示済)

奈良市告示第394号

土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく下記に係る明渡裁決の申立てについて、奈良県収用委員会から申立ての取下げがあった旨通知を受けたので、公告します。

平成21年7月31日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
一般国道308号改築工事（三条道路・奈良県奈良市三条大路四丁目地内から同市三条大路二丁目地内まで）
- 3 明渡裁決の申立てに係る土地
奈良市三条大路二丁目563番5
- 4 明渡裁決の申立ての取下げがあった日
平成21年7月23日

(平成21年7月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第25号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年7月16日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
米倉設備	米倉 浩史	奈良市大安寺四丁目12番30号	平成21年6月29日
堀田建設	堀田 宗雄	奈良市大和田町1195番地	平成21年7月10日

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市水道局告示第26号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年7月16日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 e-Naturally	代表取締役 米倉 浩史	奈良市西九条町三丁目3番11号	平成21年6月29日

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市水道局告示第27号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年7月22日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
菅原設備	菅原 伸太郎	奈良市四条大路三丁目2番51-202号	平成21年7月14日

(平成21年7月22日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第13号

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱を次のように定める。
平成21年7月16日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱
(目的及び設置)

第1条 国の教育の新たな方向性を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた教育改革の流れをもとに策定した、本市教育の基本計画である「奈良市教育ビジョン」の実現に向けて、施策の進捗やその評価について、広い視野から意見をいただき、施策の円滑な実施を図るため、奈良市教育ビジョン懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討し、教育長に報告する。

- (1) 「奈良市教育ビジョン」の各施策の進捗と評価に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか教育長が必要と認める事項(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の代表者
- (3) 奈良市立学校・園の教職員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。
2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、教育長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が会議に出席できないときは、座長があらかじめ指名する委員が議長を代行する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成21年7月16日から施行する。

(平成21年7月16日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号

平成21年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年7月28日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日 時
平成21年8月4日(火)
午前10時
- 2 場 所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
議 事
議案第31号 平成22年度使用奈良市立高等学校並びに平成22~23年度使用奈良市立中学校の教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年7月28日揭示済)

奈良市教育委員会告示第15号

平成21年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成21年7月28日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日 時
平成21年8月4日(火)
午後1時
 - 2 場 所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成21年度9月補正予算要求について
(2) 人事異動について
(3) 平成21年度各審議会等委員の委嘱又は任命について
(4) 小学校給食調理業務民間委託について
- 議 事
議案第32号 奈良市立認定こども園幼稚園運営委員会委員の委嘱について
議案第33号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱又は任命について
議案第34号 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進委員会設置要項の制定について

議案第35号 平成21年度奈良市立都南中学校コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）推進委員会委員の委嘱又は任命について
議案第36号 平成22年度奈良市立一条高等学校入学者募集人員並びに募集要項について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
7月～8月

傍聴受付は、開催日の午後0時から午後0時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成21年7月28日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第12号

平成21年7月24日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程（昭和32年奈良市農業委員会告示第6号）第16条の規定により公告します。

平成21年7月27日

奈良市農業委員長 大西 崇夫

農地部会委員

奈良市奈良阪町2308番地	息田 昌次
奈良市大安寺五丁目10番17号	中島 信男
奈良市四条大路二丁目3番65号	森田 達司
奈良市歌姫町1379番地	吉村 元志
奈良市西大寺野神町二丁目1番11号	松本 勝
奈良市大和田町462番地	奥谷 勝紀
奈良市神殿町321番地	林 宇平治
奈良市今市町333番地	岡田 善至
奈良市高樋町957番地	宮下 明弘
奈良市中貫町100番地の1	大西 英征
奈良市大柳生町3739番地	田畠 俊秀
奈良市東鳴川町457番地	中北 誠
奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地	久保田清隆
奈良市都祁白石町198番地	福井 栄遠
奈良市下深川町600番地の1	右原 正卓
奈良市菅原町624番地の2	梅森 昭雄
奈良市五条一丁目15番33号	西本 守直
奈良市三条松町32番8号	高橋 克己

農政部会委員

奈良市南京終町四丁目232番地の1	萩原 征二
奈良市法蓮町654番地の1	大西 崇夫
奈良市六条町293番地	南城 敏雄
奈良市中山町西一丁目761番地	岡田 邦彦
奈良市学園新田町3028番地	北川 博晴
奈良市杏町347番地の1	吉岡 輝美
奈良市横井三丁目168番地の1	萩田 充宏
奈良市今市町336番地	森川 幸男
奈良市杣ノ川町671番地の2	徳西 利和

奈良市丹生町1402番地	福岡 裕行
奈良市大慈仙町459番地	大西 衛
奈良市狭川東町175番地	岡田 嘉文
奈良市月ヶ瀬月瀬195番地	杉野 文隆
奈良市蘭生町1889番地の2	中西 日出男
奈良市針町1448番地	尾城 義弘
奈良市中畑町401番地	巽 一孝
奈良市都祁馬場町587番地の2	橋詰 昭美
奈良市杏町76番地の1	中西 吉日出
奈良市四条大路三丁目1番40号	森田 一成

(平成21年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第13号

平成21年7月24日に開催した平成21年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成21年7月27日

奈良市農業委員長 大西 崇夫
農地部会長 奈良市下深川町600番地の1 右原 正卓
農政部会長 奈良市学園新田町3028番地 北川 博晴
(平成21年7月27日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

平成21年7月24日に開催した平成21年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成21年7月27日

奈良市農業委員長 大西 崇夫
農地副部会長 奈良市奈良阪町2308番地 息田 昌次
農政副部会長 奈良市横井三丁目168番地の1 萩田 充宏
(平成21年7月27日揭示済)